

厚生労働省発雇均 0728 第 1 号

令和 3 年 7 月 2 8 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者協同組合法の施行期日を定める政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

労働者協同組合法の施行期日を定める政令案要綱

労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行期日は、令和四年十月一日とすること。